

◎予防接種を受ける間隔



例：月曜日に接種したら、4週間後の月曜日に接種が可能。

上記以外の異なるワクチンを接種する場合、接種間隔の制限はありません。
同一ワクチンを複数回接種する場合の接種間隔については、医師の指示に従ってください。

◎玉村町・伊勢崎市以外(県内)の医療機関で予防接種を受ける場合について

県内の契約医療機関であれば、玉村町・伊勢崎市の実施医療機関と同様に接種できます。契約医療機関の確認は、保健センターへお問い合わせください。

予診票は出生後お渡しした玉村町の様式を使用してください。

◎群馬県外で予防接種を受ける場合について

予防接種は、住民登録を行っている町長の責任において行われます。里帰り等のやむをえない理由で、県内の実施医療機関で接種できない場合には、申請により滞在先の市区町村でも受けることができます。保健センターまでご連絡ください。依頼書を発行します。



おとなの予防接種

(任意) 風しん予防接種の一部助成について

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によっておこります。妊娠初期の妊婦が風しんに感染すると、難聴や心疾患、白内障などの「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれてくる可能性があります。風しんの予防には予防接種が効果的ですが、妊娠中は予防接種が受けられないため、妊娠を予定または希望している女性や妊婦の同居家族（特に夫）が予防接種を受けることが重要です。

対象者 接種日において玉村町に住民登録があり、平成2年4月1日以前に生まれた人で、

1. 妊娠を予定または希望している女性
2. 妊娠を予定または希望している女性の夫（パートナー）
3. 現在妊娠をしている女性の夫（パートナー）

※ただし、現在妊娠中の人やまたは妊娠の疑いのある人、明らかに風しんにかかったことのある人、風しんワクチンを2回以上接種済みの人、今までに本助成事業で接種を受けた人は対象外です。

助成期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

助成額 風しん（単独）ワクチン 3,000円
麻しん風しん混合（MR）ワクチン 5,000円 ※1人につきどちらか1回のみ。

※接種自己負担金は医療機関により異なりますので、直接、医療機関へお問い合わせください。

※生活保護の受給者については、全額助成（上限 風しん7,760円、MR10,800円）となります。

接種方法 ●玉村町・伊勢崎市の実施医療機関で個別接種になります（P.5～6参照）。事前に予約してください。

●接種当日、健康保険証（住所、氏名、年齢が確認できる物）などをお持ちください。

●医療機関にて申請書・予診票を記入し、予防接種を受けてください。接種自己負担金から上記の助成額を引いた差額を医療機関にお支払いください。

※玉村町・伊勢崎市の指定医療機関以外で接種した場合は、自己負担金の助成はできませんのでご了承ください。

群馬県風しん抗体検査費用助成 ※対象の方の検査費用を助成します。

1. 対象者には条件がありますので、対象であるかを群馬県のホームページでご確認いただくか、伊勢崎保健福祉事務所（☎0270-25-5066）にお問い合わせください。
2. 保健福祉事務所で申請し、対象者には「風しん抗体検査受診券」が発行されます。
3. 「風しん抗体検査受診券」を持参し、抗体検査を受けられる指定医療機関（群馬県のホームページ参照）で検査を受けてください。
4. 検査の結果、抗体価が低ければ予防接種を受けましょう。（ただし、伊勢崎・玉村町内の指定医療機関に限ります。）